



# 島根県報

平成27年3月27日（金）

第2,685号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報の一部改正	（総 務 課）	2
島根県情報公開条例の規定による法人の指定	（ 〃 ）	2
島根県個人情報保護条例の規定による法人の指定	（ 〃 ）	2
家畜人工授精師養成講習会規程の一部改正	（食料安全推進課）	3
島根県ゴルフ場農薬使用適正化指導要綱の一部改正	（ 〃 ）	3
動物用医薬品登録販売者試験規程の一部改正	（ 〃 ）	3
土地改良区の役員の就任の届出	（農 村 整 備 課）	4
県営土地改良事業計画の決定	（ 〃 ）	4
解除予定保安林	（森 林 整 備 課）	5
保安林の指定施業要件の変更	（ 〃 ）	5
島根県個別労働関係紛争のあっせん等に関する要綱の一部改正	（雇 用 政 策 課）	5
急傾斜地崩壊危険区域の指定（2件）	（砂 防 課）	5

### 【訓 令】

浜田ダム操作規則の一部改正	（河 川 課）	7
島根県会計事務決裁規程の一部改正	（審 査 指 導 課）	8

### 【公 告】

認定特定非営利活動法人の認定	（環境生活総務課）	8
島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更	（水 産 課）	9
特定計量器の定期検査の実施	（商 工 政 策 課）	11

### 【公安規則】

島根県公安委員会に提出する申請書、届出書等の部数に関する規則を廃止する規則	（警 察 本 部）	12
島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則	（ 〃 ）	13

### 【漁調委指示】

船舶を錨止めして行う釣りの禁止		14
-----------------	--	----

---

**告 示**

---

**島根県告示第233号**

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報（平成14年島根県告示第798号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表の島根県農業用廃プラスチックリサイクル処理推進員認定試験の項中「農畜産振興課」を「農産園芸課」に改め、同表の島根県農薬管理指導士認定試験の項中「農林水産部食料安全推進課」を「Ⅱ」に改める。

---

**島根県告示第234号**

島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）第35条第1項の規定により、実施機関が定める出資法人を次のように定め、平成27年4月1日より施行する。

島根県情報公開条例の規定による法人の指定（平成20年島根県告示第930号）は、廃止する。

平成27年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- (1) 公益財団法人島根県育英会
- (2) 公益財団法人しまね国際センター
- (3) 公益財団法人しまね海洋館
- (4) 公益財団法人しまね女性センター
- (5) 公益財団法人しまね文化振興財団
- (6) 公益財団法人しまね自然と環境財団
- (7) 公益財団法人ヘルスサイエンスセンター島根
- (8) 社会福祉法人島根県社会福祉事業団
- (9) 公益財団法人島根県障害者スポーツ協会
- (10) 公益財団法人しまね農業振興公社
- (11) 公益財団法人島根県みどりの担い手育成基金
- (12) 公益社団法人島根県林業公社
- (13) 一般財団法人くにびきメッセ
- (14) 公益財団法人しまね産業振興財団
- (15) 公益財団法人ふるさと島根定住財団
- (16) 公益財団法人島根県建設技術センター
- (17) 一般財団法人島根県建築住宅センター

---

**島根県告示第235号**

島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）第49条の規定により、実施機関が定める出資法人を次のように定め、平成27年4月1日より施行する。

島根県個人情報保護条例の規定による法人の指定（平成20年島根県告示第931号）は、廃止する。

平成27年3月27日

- (1) 公益財団法人島根県育英会
- (2) 公益財団法人しまね国際センター
- (3) 公益財団法人しまね海洋館
- (4) 公益財団法人しまね女性センター
- (5) 公益財団法人しまね文化振興財団
- (6) 公益財団法人しまね自然と環境財団
- (7) 公益財団法人ヘルスサイエンスセンター島根
- (8) 社会福祉法人島根県社会福祉事業団
- (9) 公益財団法人島根県障害者スポーツ協会
- (10) 公益財団法人しまね農業振興公社
- (11) 公益財団法人島根県みどりの担い手育成基金
- (12) 公益社団法人島根県林業公社
- (13) 一般財団法人くにびきメッセ
- (14) 公益財団法人しまね産業振興財団
- (15) 公益財団法人ふるさと島根定住財団
- (16) 島根県土地開発公社
- (17) 公益財団法人島根県建設技術センター
- (18) 島根県住宅供給公社
- (19) 一般財団法人島根県建築住宅センター

---

#### 島根県告示第236号

家畜人工授精師養成講習会規程（昭和62年島根県告示第500号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第9条第3項中「農林水産部食料安全推進課長」を「農林水産部畜産課長」に改める。

#### 附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

---

#### 島根県告示第237号

島根県ゴルフ場農薬使用適正化指導要綱（平成8年島根県告示第1075号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第12条中「農林水産部食料安全推進課長」を「農林水産部農産園芸課長」に改める。

#### 附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

---

#### 島根県告示第238号

動物用医薬品登録販売者試験規程（平成20年島根県告示第754号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第2項中「食料安全推進課長」を「畜産課長」に改め、同条第3項中「食料安全推進課員」を「畜産課員」に改める。

附 則

この告示は、平成27年 4月 1日から施行する。

島根県告示第239号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成27年 3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

大田市温泉津町福光土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

- 青柳 重信 大田市温泉津町福光口103番地
- 平田 和弘 大田市温泉津町福光口42番地 1
- 坂根 康弘 大田市温泉津町福光口116番地
- 福富 久幸 大田市温泉津町福光口166番地
- 藤本 英敏 大田市温泉津町福光口61番地 1
- 福富 政信 大田市温泉津町福光口97番地 2
- 石原 寛二 大田市温泉津町福光口173番地
- 福富 勝彦 大田市温泉津町福光イ73番地 5
- 中川 三夫 江津市都野津町2327番地14
- 福富 康造 大田市温泉津町福光口210番地 3

監事

- 藤本 賢治 大田市温泉津町福光口 2 番地 4
- 三町 淳 大田市温泉津町福光ハ837番地
- 坂根 和男 大田市温泉津町福光口246番地 2

2 就任年月日

平成27年 3月10日

島根県告示第240号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第 5 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年 3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
-------	-------------	-------	-------

高津川左岸地区用排水施設事業（県営農業水利施設保全合理化事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	益田市役所
---------------------------------	--------------	------------	-------

**島根県告示第241号**

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 解除予定保安林の所在場所

浜田市弥栄町小坂969-2、971-3、栃木1162-22

## 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

## 3 解除の理由

道路用地とするため

**島根県告示第242号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成27年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和51年3月29日農林省告示第337号（3に係るものに限る。）

## 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第243号**

島根県個別労働関係紛争のあっせん等に関する要綱（平成13年島根県告示第894号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第1条及び第9条第1号中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に改める。

**附 則**

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

**島根県告示第244号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の

区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年 3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 区域の名称

吉田

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から20号までを順次に結んだ線及び標柱1号と20号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
雲南市吉田町吉田4137番2	1号
〃 4137番14	2号及び3号
〃 4137番12	4号
〃 4136番6	5号
〃 4136番4	6号
〃 1050番2	7号
〃 1062番	8号
〃 1062番地先水路敷	9号
〃 1061番1	10号から12号まで
〃 1066番1	13号、14号及び16号から20号まで
〃 4137番3	15号

島根県告示第245号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年 3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 区域の名称

仁和寺1

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から31号までを順次に結んだ線及び標柱1号と31号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
雲南市大東町仁和寺395番4	1号
〃 397番	2号から5号まで
〃 394番1	6号
〃 388番1	7号
〃 382番1	8号
〃 385番1	9号
〃 2118番	10号、26号及び27号
〃 384番	11号から16号まで
〃 383番1	17号

”	370番	18号から22号まで
”	370番地先道	23号
”	369番地先道	24号
”	2115番	25号
”	2119番	28号から30号まで
”	2120番	31号

**訓****令****島根県訓令第1号**

土 木 部  
浜田県土整備事務所

浜田ダム操作規則（昭和45年島根県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

目次中「第10条・第11条」を「第10条」に、「第12条—第19条」を「第11条—第17条」に、「第20条—第26条」を「第18条—第23条」に、「第27条—第29条」を「第24条—第26条」に、「第30条」を「第27条」に改める。

第2条中「及び発電」を削る。

第6条中「第15条」を「第14条」に、「第17条」を「第16条」に改める。

第7条中「第15条」を「第14条」に、「第17条」を「第16条」に改める。

第8条中「第15条」を「第14条」に、「第17条」を「第16条」に改める。

第11条を削る。

第12条第1項第1号中「浜田地区」を「浜田市」に改め、同条第2項中「第17条」を「第16条」に改め、同条を第11条とする。

第13条を第12条とし、第14条から第18条までを1条ずつ繰り上げる。

第19条を削る。

第20条第1項中「第14条から第17条まで及び第23条」を「第13条から第16条まで及び第21条」に改め、同項第2号中「第27条第1項」を「第24条第1項」に改め、同条を第18条とする。

第21条を第19条とする。

第22条中「第14条から第16条まで、第20条第2項」を「第13条から第15条まで、第18条第2項」に改め、「から浜田川発電所の使用水量（毎秒2.3立方メートル以内）を控除した量」を削り、同条を第20条とする。

第23条を第21条とする。

第24条を削る。

第25条を第22条とし、第26条から第28条までを3条ずつ繰り上げる。

第29条中「第27条第1項」を「第24条第1項」に改め、同条を第26条とする。

第30条を第27条とする。

別表中「第23条」を「第21条」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成27年 4月 1日から施行する。

## 島根県訓令第2号

会 計 課

審査指導課

島根県会計事務決裁規程（昭和47年島根県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表第1第5号を次のように改める。

5 出納機関への協議に関する事務	<p>1 収入又は支出の原因となる条例、規則その他の規程の制定又は改廃について協議を受けること（重要な事項に限る。）。</p> <p>2 徴収又は収納及び支出の事務の委託について協議を受けること。</p> <p>3 普通財産の売却（1件500万円以上の場合に限る。）について協議を受けること。</p> <p>4 1件2,000万円以上の需用費（単価契約によるものを除く。）について協議を受けること。</p> <p>5 1件2,000万円以上（公共工事の設計、調査、測量等にあつては、1件7,000万円以上）の委託料（国及び地方公共団体へ委託するものを除く。）について協議を受けること。</p> <p>6 1件500万円以上の使用料及び賃借料について協議を受けること。</p> <p>7 1件5億円以上の工事請負費について協議を受けること。</p> <p>8 1件7,000万円以上の公有財産購入費について協議を受けること。</p> <p>9 1件2,000万円以上の備品購入費について協議を受けること。</p> <p>10 1件1億円以上の負担金、補助及び交付金について協議を受けること。</p> <p>11 1件1億円以上の貸付金について協議を受けること。</p> <p>12 補填金及び賠償金について協議を受けること。</p> <p>13 1件2,000万円以上の投資及び出資金について協議を受けること。</p> <p>14 1件100万円以上の寄附金について協議を受けること。</p> <p>15 訴訟関係経費について協議を受けること。</p>
------------------	---

## 附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第44条第1項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第49条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 認定特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人まちづくりネットワーク島根
- 2 代表者の氏名  
柏井 光
- 3 主たる事務所の所在地

島根県松江市古志原五丁目2番43号

4 認定の有効期間

平成27年3月20日から平成32年3月19日まで

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成27年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- (1) 本県水産業は、海面漁業生産量で12万2千トン（平成24年）、生産額で195億円（平成24年）の漁獲実績を有し、漁業就業者は3,689人（平成20年）となっている。また、主要漁業生産基地及び周辺域における水産加工業も盛んであり、沿海域においては、水産業は中核的産業となっている。

このように水産業は食料供給、本県の均衡ある発展及び定住のために極めて重要な産業であり、今後とも永続的な発展を図るため海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

- (2) 本県沖合域には対馬暖流の主軸をなす第2分支流が、沿岸域には第1分支流が流れ、また、海底地形は県西部で大陸棚が大きく広がり、東部海域では島根半島と隠岐諸島を結ぶ隠岐海嶺が南北に連なっている。これらの地形や海流の影響により、「山陰」、「隠岐北西」及び「島根」の各冷水性の渦動域が形成されるとともに、浜田沖、日御碕沖、隠岐東岸側等に定常的な這い上がり冷水があること等から、本県沖合海域は我が国有数の漁場となっている。

しかしながら、主要な漁獲対象であるまいわし及びまあじ資源は近年若干の資源の回復傾向がみられるものの、かれい類等の漁業経営上重要な資源については低水準又は減少傾向にあるものが多く、従来の漁業管理措置を通じた資源の保存管理に加えて、漁獲量の上限を設定する等により適切な保存管理措置の実施が必要となってきた。

- (3) 県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の資源保存管理の措置を講じてきたところであるが、更に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第2条に基づく第一種特定海洋生物資源については、法第3条に基づく基本計画において都道府県ごとに定められた漁獲数量について適切な管理措置を講ずることとする。
- (4) 漁獲可能量及び都道府県漁獲限度量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- (5) また、第一種特定海洋生物資源を適切に保存し、及び管理するため、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容及び当該資源を取り巻く環境等についてより詳細な科学的データ又は知見が必要であることから、県水産技術センターを中心とし、国又は関係府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- (6) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。
- (7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者による自主的な資源管理を推進する。
- (8) 本県における漁獲可能量及び漁獲限度量制度においては、他県の入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

- (1) 第一種特定海洋生物資源の平成26年の知事管理量は、以下のとおりである。

(単位：トン)

第一種特定海洋生物資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量
----------------	------------	-------

1	まあじ	平成26年1月から12月まで	46,000
2	まいわし	平成26年1月から12月まで	33,000
3	まさば及びごまさば	平成26年7月から平成27年6月まで	29,000
4	するめいか	平成26年4月から平成27年3月まで	若干
5	ずわいがに	平成26年7月から平成27年6月まで	若干

(2) 第一種特定海洋生物資源の平成27年の知事管理量は、以下のとおりである。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量
1	まあじ	平成27年1月から12月まで	40,000
2	まいわし	平成27年1月から12月まで	57,000
3	まさば及びごまさば	平成27年7月から平成28年6月まで	
4	するめいか	平成27年4月から平成28年3月まで	若干
5	ずわいがに	平成27年7月から平成28年6月まで	

注 まさば及びごまさば並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

(1) 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、平成26年の採捕の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。  
なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	採捕の種類	知事管理量
1	まあじ	中型まき網漁業	44,000
2	まいわし	中型まき網漁業	32,000
3	まさば及びごまさば	中型まき網漁業	28,000

(2) 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、平成27年の採捕の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。  
なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	採捕の種類	知事管理量
1	まあじ	中型まき網漁業	38,000
2	まいわし	中型まき網漁業	56,000
3	まさば及びごまさば	中型まき網漁業	

注 まさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

4 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策

(1) 迅速かつ適正な漁獲状況の把握を行うため、主要漁業地区の日々の漁獲情報を収集する漁獲管理情報ネットワークシステムを構築し集計・分析を行う。

(2) 第一種特定海洋生物資源ごとに以下のとおり実施する。

【まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ】

平成11年に締結された特定海洋生物資源の保存及び管理に関する協定に基づく漁業者による自主的な漁獲可能量管

理によって適切な資源管理が図られるよう指導する。

なお、中型まき網漁業については、別に定める規則に基づき、まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ採捕量の報告を義務付ける。また、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が採捕の種類ごとに定めた知事管理量を上回ることはないよう努めるものとする。特にまいわしについては、資源状態が悪化しているため、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業、小型定置漁業及び小型まき網漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が近年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。特にまいわしについては、資源状態が悪化しているため、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

#### 【するめいか】

いかつり漁業については、集魚灯の光力の上限について、漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示によるものに加え、自主規制の定着が図られるよう関係漁業者を指導し、するめいか資源に対する漁獲圧力が増大しないようにするとともに漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業及び小型定置漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

#### 【ずわいがに】

漁獲努力量が増加することがないようにするとともに漁獲数量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

### 5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 漁業者の資源管理意識の向上に向けた取組を強化する。
- (2) 海洋生物資源の生息の場である海洋環境の保全に努める。
- (3) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進める。

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公告する。

平成27年 3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号の非自動はかり（同令第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

#### 2 実施する定期検査

- (1) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号又は第3号の規定に該当する特定計量器の検査

検査期日	検査場所	検査区域
11月16日から12月15日まで	特定計量器の所在の場所	益田市、雲南市、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

- (2) 特定計量器検定検査規則第39条第1項第2号、第4号又は第5号の規定に該当する特定計量器の検査

検査期日	検査場所	検査区域
------	------	------

6月1日から8月21日まで	特定計量器の所在の場所	益田市、雲南市、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町
---------------	-------------	----------------------------

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

(3) (1)又は(2)に該当しない特定計量器の検査

市町村	検査期日	検査時間	検査場所
益田市	5月12日から13日まで	9時30分から16時まで	益田市役所
	5月14日	10時から16時まで	
	5月15日	9時30分から12時まで	
	5月19日	10時から15時30分まで	
	5月20日	10時から16時まで	
	5月21日	10時から11時まで	
	5月26日	9時から16時まで	
	5月27日	9時30分から16時まで	
	5月28日	9時30分から12時まで	
雲南市	6月1日	9時30分から15時30分まで	雲南市役所
	6月2日	11時から15時30分まで	
	6月3日から5日まで	10時から15時30分まで	
	6月8日	10時30分から15時まで	
	6月9日	10時から12時まで	
	6月10日	11時から15時まで	
	6月11日	10時から15時30分まで	
	6月12日	10時から12時まで	
知夫村	6月22日	13時30分から16時まで	知夫村役場
海士町	6月23日	14時から16時30分まで	海士町役場
	6月24日	9時30分から14時まで	
西ノ島町	6月25日	10時から15時まで	西ノ島町役場
	6月26日	10時から12時まで	
隠岐の島町	7月1日	14時から16時まで	隠岐の島町役場
	7月2日	9時30分から15時30分まで	
	7月6日	13時30分から16時まで	
	7月7日	9時30分から14時まで	
	7月8日	9時30分から14時30分まで	
	7月9日	9時30分から11時30分まで	

備考 受付時間は、上記検査時間のうち12時から13時までの間を除く時間とする。

## 公 安 委 員 会 規 則

島根県公安委員会に提出する申請書、届出書等の部数に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成27年 3月27日

島根県公安委員会委員長 秦 潔

**島根県公安委員会規則第5号**

島根県公安委員会に提出する申請書、届出書等の部数に関する規則を廃止する規則

島根県公安委員会に提出する申請書、届出書等の部数に関する規則（昭和42年島根県公安委員会規則第1号）は、廃止する。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月27日

島根県公安委員会委員長 秦 潔

**島根県公安委員会規則第6号**

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表銃砲刀剣類所持等取締法の部第5条の3第3項の項を次のように改める。

第5条の3第3項（第5条の4第3項、第5条の5第3項、第9条の5第4項、第9条の10第3項及び第9条の14第3項において準用する場合を含む。）	講習修了証明書等書換申請書の受理及び書換え並びに講習修了証明書等再交付申請書の受理及び再交付
---	--

別表銃砲刀剣類所持等取締法の部第5条の4第3項の項中「並びに技能検定合格証明書再交付等申請書の受理及び書換え又は再交付」を削り、同部第5条の5第3項の項を削り、同部第9条の5第4項の項中「並びに教習資格認定証再交付等申請書の受理及び書換え又は再交付」を削り、同部第9条の10第3項中「、練習資格認定証の返納の受理、練習資格認定証再交付等申請書の受理及び書換え又は再交付」を「及び練習資格認定証の返納の受理」に改め、同部第9条の14第3項の項を削る。

別表銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の部第10条第1項第2号の項中「第10条第1項第2号」を「第10条第1項第1号」に改め、同部第12条第2項（第43条第2項において準用する場合を含む。）の項中「第43条第2項」を「第42条第2項」に改め、同部第36条第1項の項中「第36条第1項」を「第35条第1項」に改め、同部第37条の項中「第37条」を「第36条」に改め、同部第44条の項中「第44条」を「第43条」に改め、同部第81条の項中「第81条」を「第80条」に改め、同部第91条第2項の項中「第91条第2項」を「第90条第2項」に改め、同部第91条第3項、第101条第3項、第103条第4項及び第104条第2項の項中「第91条第3項、第101条第3項、第103条第4項及び第104条第2項」を「第90条第3項、第100条第3項、第102条第4項及び第103条第2項」に改め、同部第101条第1項の項中「第101条第1項」を「第100条第1項」に改め、同部第101条第2項及び第4項の項中「第101条第2項及び第4項」を「第100条第2項及び第4項」に改め、同部第103条第3項及び第5項の項中「第103条第3項及び第5項」を「第102条第3及び第5項」に改め、同部第104条第2項の項中「第104条第2項」を「第103条第2項」に改める。

別表自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の部中「国土交通大臣」を「県知事」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の部の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

## 漁業調整委員会指示

### 島根海区漁業調整委員会指示第27-1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、船舶を錨止めして行う釣りについて、次のとおり指示する。

平成27年3月27日

島根海区漁業調整委員会会長 岸 宏

#### 1 制限の内容

島根県出雲市大社町トモ島の最高頂点を中心として半径1,500メートルの線によって囲まれる海域（出雲市大社町日御碕神社浜の鳥居南端、同町小亀島最高頂点及び神戸川河口中央の各点を順次に直線で結んだ線とトモ島最高頂点を中心として半径1,500メートルの線とによって囲まれる小亀島東側の扇型海域を除く。）において漁業者及び遊漁者は船舶（ゴムボート及び手こぎボートを含む。）を錨止めして釣りを行ってはならない。ただし、毎年6月15日から10月31日までの期間内について、島根海区海面利用協議会長の承認をあらかじめ受けた場合は、この限りでない。

#### 2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成27年4月1日から平成29年3月31日までとする。